

# 第18回 石巻地域合併協議会

〔開催日：平成16年9月23日(木)〕  
〔場 所：石巻ルネッサンス館〕

石巻地域合併協議会事務局

# 第18回 石巻地域合併協議会 資料目次

## 協議事項

### 修正提案

協議第2号の3	合併の期日（協定項目2）の修正について	P 1
協議第6号の3	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目8）の修正について	P 2
協議第19号の3	行政区の取扱い（協定項目23）の修正について	P 3
協議第22号の3	消防防災関係事業の取扱い（協定項目25-6）の修正について	P 4
協議第35号の3	町・字の区域及び名称の取扱い（協定項目18）の修正について	P 5
協議第36号の3	保健事業の取扱い（協定項目25-9）の修正について	P 6
協議第37号の3	環境・衛生関係事業の取扱い（協定項目25-18）の修正について	P 8
協議第38号の3	水産関係事業の取扱い（協定項目25-20）の修正について	P 9
協議第41号の3	事務組織及び機構の取扱い（協定項目13）の修正について	P 10
協議第45号の3	農林関係事業の取扱い（協定項目25-19）の修正について	P 11

### 新規提案

協議第5号の2	議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目7）について	P 13
協議第7号の2	特別職の職員の身分の取扱い（協定項目11）について	P 14
協議第14号の3	地方税の取扱い（協定項目9）について	P 15
協議第49号の2	社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目25-13）について（その2）	P 16
協議第56号の1	地域審議会の取扱い（協定項目6）について	P 17
協議第57号の1	一部事務組合等の取扱い（協定項目14）について	P 18
協議第58号の1	使用料・手数料の取扱い（協定項目15）について	P 20
協議第59号の1	補助金・交付金等の取扱い（協定項目17）について	P 21
協議第60号の1	国民健康保険事業の取扱い（協定項目20）について	P 22
協議第61号の1	病院・診療所の取扱い（協定項目25-10）について	P 23
協議第62号の1	保育事業の取扱い（協定項目25-14）について	P 24
協議第63号の1	その他の福祉事業の取扱い（協定項目25-16）について	P 25
協議第64号の1	上水道事業の取扱い（協定項目25-24）について	P 26
協議第65号の1	防犯関係事業の取扱い（協定項目25-34）について	P 27
協議第66号の1	新市まちづくり計画（協定項目26）最終案について	P 28

## その他

・石巻地域合併協議会住民説明会開催要領（案）について	P 29
----------------------------	------

## 第18回 石巻地域合併協議会 次第

日 時：平成16年9月23日(木)  
午後2時～  
場 所：石巻ルネッサンス館  
1階 マルチ交流ホール

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 事

#### (1) 協議事項

##### 修正提案

- 協議第2号の3 合併の期日(協定項目2)の修正について
- 協議第6号の3 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目8)の修正について
- 協議第19号の3 行政区の取扱い(協定項目23)の修正について
- 協議第22号の3 消防防災関係事業の取扱い(協定項目25-6)の修正について
- 協議第35号の3 町・字の区域及び名称の取扱い(協定項目18)の修正について
- 協議第36号の3 保健事業の取扱い(協定項目25-9)の修正について
- 協議第37号の3 環境・衛生関係事業の取扱い(協定項目25-18)の修正について
- 協議第38号の3 水産関係事業の取扱い(協定項目25-20)の修正について
- 協議第41号の3 事務組織及び機構の取扱い(協定項目13)の修正について
- 協議第45号の3 農林関係事業の取扱い(協定項目25-19)の修正について

##### 新規提案

- 協議第5号の2 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目7)について
- 協議第7号の2 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目11)について
- 協議第14号の3 地方税の取扱い(協定項目9)について
- 協議第49号の2 社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目25-13)について(その2)
- 協議第56号の1 地域審議会の取扱い(協定項目6)について
- 協議第57号の1 一部事務組合等の取扱い(協定項目14)について
- 協議第58号の1 使用料・手数料の取扱い(協定項目15)について
- 協議第59号の1 補助金・交付金等の取扱い(協定項目17)について
- 協議第60号の1 国民健康保険事業の取扱い(協定項目20)について
- 協議第61号の1 病院・診療所の取扱い(協定項目25-10)について
- 協議第62号の1 保育事業の取扱い(協定項目25-14)について
- 協議第63号の1 その他の福祉事業の取扱い(協定項目25-16)について
- 協議第64号の1 上水道事業の取扱い(協定項目25-24)について
- 協議第65号の1 防犯関係事業の取扱い(協定項目25-34)について
- 協議第66号の1 新市まちづくり計画(協定項目26)最終案について

#### (2) その他

- ・石巻地域合併協議会住民説明会開催要領(案)について
- ・第19回 石巻地域合併協議会の日程(案)について  
平成16年9月27日(月) 午前9時30分 石巻ルネッサンス館

### 5 そ の 他

### 6 閉 会

協議第 2 号の 3

合併の期日(協定項目 2)の修正について

合併の期日の修正について，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	合併の期日(協定項目 2)
調整方針	合併の期日は，平成 1 7 年 4 月 1 日とする。

平成 1 5 年 8 月 7 日(確認・継続協議)

平成 1 5 年 8 月 2 8 日(確認・継続協議)

平成 1 6 年 9 月 9 日(修正確認・継続協議)

平成 年 月 日(修正確認・継続協議)

協議第 6 号の 3

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目 8)の修正について

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの修正について，協議を求める。

平成 16 年 9 月 23 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目 8)
調整方針	<p>農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 新市に 1 つの農業委員会を置く。</li><li>2 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し，合併の際に 1 市 6 町の選挙による委員であった者は，平成 17 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合，委員の数が 80 人以下となるよう，1 市 6 町の農業委員会委員の互選により，新市の選挙による委員として在任する者を定める。</li><li>3 合併後最初に行われる選挙による委員の定数は，40 人とし，農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項に規定する選挙区を設ける。 選挙区の数は 4 とし，第 1 選挙区は石巻市及び牡鹿町の区域とし定数は 9 人，第 2 選挙区は河北町，雄勝町及び北上町の区域とし定数は 12 人，第 3 選挙区は河南町の区域とし定数は 11 人，第 4 選挙区は桃生町の区域とし定数は 8 人とする。</li></ol>

平成 15 年 8 月 28 日(第 2 小委員会付託)

平成 15 年 12 月 11 日(確認・継続協議)

平成 16 年 9 月 9 日(修正確認・継続協議)

平成 年 月 日(修正確認・継続協議)

協議第 19 号の 3

行政区の取扱い（協定項目 23）の修正について

行政区の取扱いの修正について，協議を求める。

平成 16 年 9 月 23 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	行政区の取扱い（協定項目 23）
調整方針	<p>行政区の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 行政区の区域については，現行のまま新市に引継ぐ。 <u>ただし，桃生町神取下行政区のうち「西八反崎地区」は，河南町「和湊町上行政区」に編入する。</u></li><li>2 行政区名については，現行のとおりとする。<u>ただし，同一の名称を有する行政区及び数字で冠記している行政区名等については，旧町名を付すなど，新市において混乱が生じないように，合併時までに調整する。</u></li><li>3 行政区長・行政連絡区長・行政委員の取扱いについては，その職務内容等に相違があることから，当面現行のままとし，平成 19 年度から制度を統一する。</li></ol>

平成 15 年 10 月 24 日（確認・継続協議）

平成 15 年 11 月 13 日（確認・継続協議）

平成 16 年 9 月 9 日（修正確認・継続協議）

平成 年 月 日（修正確認・継続協議）

協議第 2 2 号の 3

消防防災関係事業の取扱い（協定項目 25-6）の修正について

消防防災関係事業の取扱いの修正について，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	消防防災関係事業の取扱い（協定項目 25-6）
調整方針	<p>消防防災関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 新市において防災会議を設置するとともに，速やかに地域防災計画を策定する。なお，計画が策定されるまでの間は，合併するそれぞれの市町の現行防災計画を準用する。</li><li>2 災害発生時においては，本庁に災害対策本部を設置し，<u>総合支所</u>に現地災害対策本部を置く。</li><li>3 防災行政無線は，当面，現行のとおりとし，新市において一体的な活用を図る。</li><li>4 自主防災組織及び自主防災組織への育成支援事業については，石巻市の例により実施する。</li><li>5 相互応援支援協定については，現行のとおり新市に引き継ぐ。</li></ol>

平成 1 6 年 2 月 9 日（確認・継続協議）

平成 1 6 年 2 月 2 6 日（確認・継続協議）

平成 1 6 年 9 月 9 日（修正確認・継続協議）

平成 年 月 日（修正確認・継続協議）

協議第 3 5 号の 3

町・字の区域及び名称の取扱い（協定項目 1 8）の修正について

町・字の区域及び名称の取扱いの修正について，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	町・字の区域及び名称の取扱い（協定項目 1 8）
調 整 方 針	<p>町・字の区域及び名称の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町・字の区域については，現行のとおりとする。</li> <li>2 町・字の名称については，次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石巻市においては，市名を付し，従来の大字・小字を継承，「大字」の字句は削除する。</li> <li>・ 河北町においては，市名を付し，河北町の名称は残さず，従来の大字・小字を継承，「大字」の字句は削除する。</li> <li>・ 雄勝町においては，市名を付し，現行地名を継承，「大字」の字句は削除する。</li> <li>・ 河南町においては，市名を付し，河南町の名称は残さず，従来の大字・小字を継承する。</li> <li>・ 桃生町においては，市名を付し，現行地名を継承する。</li> <li>・ 北上町においては，市名を付し，現行地名を継承する。名称は「きたかみまち」を「きたかみちょう」に変更する。</li> <li>・ 牡鹿町においては，市名を付し，牡鹿町の名称は残さず，従来の大字・小字を継承，「大字及び字」の字句は削除する。ただし，「大字給分浜字」，「大字谷川浜字」，「大字寄磯浜字」の一部については，それぞれ「小淵浜」，「大谷川浜」，「前網浜」に，又「字給分村」，「字浜前原」，「字村」については，それぞれ「給分」，「前原」，「小淵」に変更し，「大原浜字町」については，「字」の字句を継承する。</li> </ul> </li> </ol>

平成 1 6 年 1 月 2 2 日（確認・継続協議）

平成 1 6 年 2 月 2 6 日（確認・継続協議）

平成 1 6 年 9 月 9 日（修正確認・継続協議）

平成 年 月 日（修正確認・継続協議）



協議第36号の3

保健事業の取扱い（協定項目 25-9）の修正について

保健事業の取扱いの修正について，協議を求める。

平成16年9月23日提出

石巻地域合併協議会  
会長 土井 喜美夫

項 目	保健事業の取扱い（協定項目 25-9）
調 整 方 針	<p>保健事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 母子保健 (1) 各種健診事業については，新市においても引き続き実施する。実施内容等については，合併時までに調整する。 (2) 母子保健連絡協議会については，健康づくり推進協議会との整理統合を含め，合併時までに調整する。</li><li>2 感染症対策 予防接種事業については，新市においても引き続き実施する。実施方法・時期については，委託機関と協議する。</li><li>3 成人・高齢保健 各種検診事業については，新市においても引き続き実施する。実施内容等については，合併時まで，または新市において調整する。 自己負担金免除対象者は，以下のとおりとする。 70歳以上の者 65～69歳の老人保健医療受給者 生活保護世帯の者 市民税の非課税世帯の者</li></ol>

	<p>4 地域保健</p> <p>(1) 食生活改善推進委員会，保健(健康)推進委員については，合併時まで調整する。 健康づくり推進協議会については，母子保健連絡協議会との整理統合を含め，合併時まで調整する。</p> <p>(2) 健康まつりについては，新市において調整する。</p> <p>(3) 保健(健康)センターについては，現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 奨学金貸与事業(看護師等)については，石巻市の例により新市においても実施する。</p> <p>5 医療対策</p> <p>地域医療対策事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし，救急医療費施設運営費負担金については，一部事務組合の取扱いの調整方針を踏まえて調整する。</p> <p>6 その他</p> <p>健康増進法の規定に基づく健康増進計画については，新市において速やかに策定する。</p>
--	---

平成16年1月22日(確認・継続協議)

平成16年2月9日(確認・継続協議)

平成16年9月9日(修正確認・継続協議)

平成 年 月 日(修正確認・継続協議)

協議第 37 号の 3

環境・衛生関係事業の取扱い(協定項目 25 - 18) の修正について

環境・衛生関係事業の取扱いの修正について、協議を求める。

平成 16 年 9 月 23 日提出

石巻地域合併協議会  
会長 土井喜美夫

項 目	環境・衛生関係事業の取扱い(協定項目 25 - 18)
調整方針	<p>環境・衛生関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境基本条例については、石巻市の例を基本とし、合併後速やかに制定する。</li> <li>2 環境基本計画については、石巻市の例を基本とし、合併時までに基本的事項を定める。 なお、詳細部分については、合併後速やかに調整する。</li> <li>3 環境審議会については、石巻市の例を基本とし、合併時までに調整する。</li> <li>4 グリーン購入推進事業については、石巻市の例を基本とし、合併時までに調整する。</li> <li>5 地域衛生事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 3 年以内に調整する。 なお、消毒機械補助事業等については、合併時に新たな補助制度を創設する。</li> <li>6 浄化槽設置整備事業については、下水道事業との整合性を図りながら、新市においても継続して実施する。</li> <li>7 斎場・火葬場(河南地区葬斎場を除く。) (1) 現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料については、合併後 3 年以内に石巻市・牡鹿町の例を基本に調整する。 (2) 火葬開始時間については、石巻市の例を基本に合併時までに調整する。 (3) 休場日については、石巻市の例により合併時に統一する。</li> <li>8 市町有墓地 (1) 墓地の管理については、石巻市の例により管理人を置き、報酬についても、石巻市の例により合併時に統一する。 (2) 墓所管理料については、受益者負担の原則から、合併後、徴収する方向で調整する。 (3) 墓地使用許可条件については、石巻市の例により合併時までに調整する。</li> </ol>

平成 16 年 1 月 22 日 (確認・継続協議)

平成 16 年 2 月 9 日 (確認・継続協議)

平成 16 年 9 月 9 日 (修正確認・継続協議)

平成 年 月 日 (修正確認・継続協議)

協議第38号の3

水産関係事業の取扱い（協定項目25-20）の修正について

水産関係事業の取扱いの修正について，協議を求める。

平成16年9月23日提出

石巻地域合併協議会  
会長 土井 喜美夫

項 目	水産関係事業の取扱い（協定項目25-20）
調 整 方 針	水産関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。 1 水産業振興施策については，現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし，各種水産関係協議会等については，新市においても継続して加入していくこととし，負担金については，合併時までに各団体と協議の上，調整する。 2 漁港の管理については，合併時に統一する。 3 沿岸漁業の振興については，現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし，増・養殖及び種苗放流事業補助金については，合併時までに調整する。 4 水産物の流通・加工等に関することについては，現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし，水産物地方卸売市場の管理運営については，合併時に統一する。

平成16年1月22日（確認・継続協議）

平成16年2月9日（確認・継続協議）

平成16年9月9日（修正確認・継続協議）

平成 年 月 日（修正確認・継続協議）

協議第 4 1 号の 3

事務組織及び機構の取扱い（協定項目 13）の修正について  
事務組織及び機構の取扱いの修正について，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	事務組織及び機構の取扱い（協定項目 13）
調整方針	<p><u>新市の事務組織及び機構については，住民の福祉の増進に十分配慮し，次のとおり合併時まで調整する。</u></p> <p><u>1 基本的事項</u></p> <p>(1) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮したものであること</p> <p>(2) 市民が利用しやすく，わかりやすいこと</p> <p>(3) 市民の声を適正に反映できること</p> <p>(4) 簡素で効率的であること</p> <p>(5) 新市建設計画を円滑に遂行できること</p> <p>(6) 指揮命令系統が明確で，責任の所在が明らかであること</p> <p>(7) 地方分権時代における新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できること</p> <p><u>2 個別整備方針</u></p> <p>(1) 新市の組織は，現行の組織を基本とし，管理部門等の集約を図る。新市移行後は，情報通信基盤の活用を図りながら段階的に再編，見直しを行い，将来的には新庁舎建設を踏まえ，支所を活用するなかで本庁方式への移行を図る。</p> <p>(2) 本庁は，市全体に係る政策，施策，総合的な調整事務，行政内部の管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。</p> <p>(3) 総合支所は，合併前の町の区域を所管区域とし，住民生活に密接に関連した住民サービスを提供する総合的な行政機関とするとともに，所管区域を対象とした地域振興策を企画・立案し，地域振興の拠点とする。</p> <p>(4) 現在の石巻市及び牡鹿町の支所並びにその他の出先機関については，当分の間，現行のとおりとし，地域の実情や行政事務の効率化等を勘案しながら，段階的な再編，見直しを行う。</p> <p>(5) 行政委員会等は，関係法令の定めに従い設置し，附属機関については，原則として統合する。</p>

平成 1 6 年 2 月 9 日（確認・継続協議）

平成 1 6 年 2 月 2 6 日（確認・継続協議）

平成 1 6 年 9 月 9 日（修正確認・継続協議）

平成 年 月 日（修正確認・継続協議）

協議第 4 5 号の 3

農林関係事業の取扱い（協定項目 25 - 19）の修正について

農林関係事業の取扱いの修正について，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	農林関係事業の取扱い（協定項目 25 - 19）
調整方針	<p>農林関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <p>1 農業・畜産振興</p> <p>(1) 地域農業マスタープランについては，新市において策定し，農畜産業の振興に努める。</p> <p>(2) 農業振興地域整備計画については，当面現行のとおりとし，新市において新たに策定する。</p> <p>(3) <u>地域水田農業ビジョン，地域水田農業推進協議会</u>については，<u>現行のとおり新市に引き継ぐ。</u></p> <p>(4) 土地利用型作物及び園芸作物の振興策については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後 3 年以内に調整する。</p> <p>(5) 農業制度資金及び災害資金の利子補給(助成)事業については，それぞれ合併時に統一する。</p> <p>(6) 酪農・肉用牛生産近代化計画及び飼料増産推進計画については，それぞれ合併時に統一する。</p> <p>(7) <u>堆肥センターの管理運営</u>については，合併時まで調整する。</p> <p>(8) 高齢者等肉用牛導入貸付事業については合併時に統一し，貸付基金は合併時に持ち寄る。</p> <p>また，河北町優良家畜導入資金貸付事業及び北上町家畜導入事業については，合併時に統一のうえ新市において実施するものとし，貸付基金は合併時に持ち寄る。ただし，合併前の貸付・償還については，現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(9) 家畜伝染病防疫施策，畜産基盤再編総合整備事業及び畜産共進会については，現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2 林業振興</p>

調整方針	<p>(1) 森林整備計画及び森林施業計画については、新市において策定し、民有林の適正な管理に努める。</p> <p>(2) 公有林の保全については、新市においても引き続き実施し、生産機能の向上に努める。</p> <p>3 附属機関等</p> <p>(1) 経営・生産対策推進会議、農業経営改善計画認定会議、地域農業担い手センター及び青年農業者育成会議については、それぞれ合併時に統合する。</p> <p>(2) 農業振興地域整備促進協議会については、合併時に廃止する。その他の附属機関等については、合併時まで調整する。</p>
------	--

平成16年2月 9日（確認・継続協議）

平成16年2月26日（確認・継続協議）

平成16年9月 9日（修正確認・継続協議）

平成 年 月 日（修正確認・継続協議）

協議第 5 号の 2

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目 7）について

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて，協議を求める。

平成 16 年 9 月 23 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目 7）
調整方針	<p>議会の議員の定数，任期及び報酬の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 1 項及び同法第 7 条第 1 項の規定による特例は，これを適用しない。</li><li>2 地方自治法第 9 1 条第 7 項に定める新市の議会の議員の定数は 3 4 人とする。</li><li>3 公職選挙法第 1 5 条第 6 項に規定する選挙区は設けない。</li><li>4 報酬の額は，現行の額及び同規模の自治体の例をもとに合併時まで調整する。</li></ol>

平成 15 年 8 月 28 日（第 2 小委員会付託）

平成 16 年 8 月 19 日（第 2 小委員会付託取下げ）

平成 16 年 9 月 9 日（確認・継続協議）

平成 16 年 月 日（確認・継続協議）



協議第7号の2

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目11）について

特別職の職員の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成16年9月23日提出

石巻地域合併協議会  
会長 土井喜美夫

項目	特別職の職員の身分の取扱い（協定項目11）
調整方針	<p>特別職の職員（議会の議員及び消防団員は除く。）の身分の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 市長，助役，収入役及び教育長の任期等については，法令の定めるところによる。</li><li>2 行政委員会等の非常勤の委員の定数，任期等については，各法令の定めるところによる。 ただし，監査委員の定数は3人とし，固定資産評価審査委員会の委員の定数は6人とする。</li><li>3 法令又は条例等で定める審議会・委員会等の委員その他非常勤の特別職の職員は，新市において引き続き設置する必要のあるものについては，構成，定数，任期について合併時まで調整する。</li><li>4 給料及び報酬の額は，現行の額並びに同規模の自治体の例をもとに合併時まで調整する。</li></ol>

平成15年8月28日（第2小委員会付託）

平成16年8月19日（第2小委員会付託取下げ）

平成16年9月9日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 1 4 号の 3

地方税の取扱い（協定項目 9）について

地方税の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項目	地方税の取扱い（協定項目 9）
調 整 方 針	<p>地方税の取扱いについては，1 市 6 町で差異のない税目の税率及び納期は，現行のとおりとし，差異のあるものは，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人市町村民税 普通徴収の納期は，石巻市の例に統一する。</li> <li>2 法人市町村民税 法人税割については，石巻市の税率（13.7%）に統一する。ただし，合併特例法第 10 条第 1 項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度間に限り，現行の税率を採用し，不均一課税とする。</li> <li>3 固定資産税             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 市 6 町とも標準税率を適用していることから，現行のとおりとし，合併後に総合的な土地評価の見直しを行う。</li> <li>(2) 納期は，石巻市の例に統一する。</li> <li>(3) 地籍調査については，石巻市は合併後 1 0 年を目途に，<u>河北町は平成 1 8 年度に完了させることとし，課税については合併後 5 年以内に調整する。</u>その間は，旧地籍の面積により課税する。</li> </ol> </li> <li>4 特別土地保有税 免税点基準面積は，新市においては 5,000 平方メートルとなるので，<u>石巻市，河北町，雄勝町，河南町，牡鹿町の例に統一する。</u></li> <li>5 鉱産税 石巻市，河南町，北上町，牡鹿町の例に統一する。</li> <li>6 都市計画税 石巻市の例に統一する。ただし，合併前に課税していない河南町の都市計画区域の市街化区域については，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度間に限り課税しないこととする。</li> <li>7 水利地益税 河南町の一部区域については，現行のとおり課税する。</li> <li>8 軽自動車税 納期は，石巻市，北上町，牡鹿町の例に統一する。</li> <li>9 入湯税             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 税率及び課税免除は，石巻市の例に統一する。</li> <li>(2) 納期は，石巻市，北上町の例に統一する。</li> </ol> </li> </ol>

平成 1 5 年 1 0 月 9 日（確認・継続協議）

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日（一部確認・継続協議）

平成 1 6 年 9 月 9 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 49 号の 2

社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目 25-13)について (その 2)

社会・児童福祉事業の取扱いについて、協議を求める。

平成 16 年 9 月 23 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	社会・児童福祉事業の取扱い(協定項目 25-13)
調整方針	<p>社会・児童福祉事業の取扱いのうち、児童福祉事業については次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 放課後児童対策事業(児童クラブ事業)については現行のとおり引き継ぐが、新市において利用形態、事業未実施地域の取扱いなどを速やかに調整する。</li><li>2 子育て支援計画については、平成 16 年度に各市町で策定する「次世代育成支援計画」の調整を図り、合併時に統一する。</li><li>3 出産祝金等の支給については合併時までに廃止するが、新市の「次世代育成支援計画」のなかで子育て環境の充実を図る。</li><li>4 子育て支援センター事業等については現行のとおり引き継ぐが、新市の「次世代育成支援計画」のなかで事業未実施地域の取扱いなどを検討し、子育て環境の充実を図る。</li><li>5 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当については、法令に基づく事務事業につき、現行のとおり実施する。</li></ol>

平成 16 年 2 月 26 日 (確認・~~一部継続協議~~)

平成 16 年 9 月 9 日 (確認・~~継続協議~~)

平成 年 月 日 (確認・継続協議)

協議第56号の1

地域審議会の取扱い(協定項目6)について

地域審議会の取扱いについて、協議を求める。

平成16年9月23日提出

石巻地域合併協議会  
会長 土井喜美夫

項 目	地域審議会の取扱い(協定項目6)
調整方針	市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は設置しない。 ただし、合併後速やかに旧町単位にまちづくりの推進や提言を行う(仮称)地域まちづくり委員会を設置することとし、設置に必要な条例(案)を合併時まで検討するものとする。

平成16年9月 9日(確認・継続協議)

平成 年 月 日(確認・継続協議)

協議第 5 7 号の 1

一部事務組合等の取扱い（協定項目 1 4）について

一部事務組合等の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	一部事務組合等の取扱い（協定項目 1 4）
調整方針	<p>一部事務組合等の取扱いは，次のとおりとする。</p> <p>1 一部事務組合</p> <p>( 1 )石巻地区広域行政事務組合，石巻地方広域水道企業団，河南地区衛生処理組合及び河南町矢本町国民健康保険病院組合については，新市においても加入することとし，加入手続きについては関係市町との協議を踏まえ，合併時まで調整する。</p> <p><u>( 2 )河北地区衛生処理組合については，合併の日の前日をもって廃止し，新市の事務として行う。</u></p> <p><u>( 3 )宮城県市町村職員退職手当組合及び宮城県市町村自治振興センターについては，新市においても加入することとし，加入手続きについては関係市町村及び関係機関との協議を踏まえ，合併時まで調整する。</u></p> <p><u>( 4 )宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合については，合併の日の前日をもって脱退し，新市の事務として行う。</u></p> <p>2 共同設置による機関</p> <p>( 1 )宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会については，合併の日の前日をもって当該審査会等を脱退し，新市の事務として行う。</p> <p>( 2 )河北町・北上町 2 町教育委員会，河北町・北上町 2 町社会教育委員及び河北町・北上町 2 町文化財保護委員会については，<u>合併の日の前日をもって当該機関を廃止し，新市の事務として行う。</u></p>

	<p>3 事務の委託  <u>公平委員会及び北上町の学校給食に関する事務の委託については、合併の日の前日をもって当該事務委託を廃止し、新市の事務として行う。</u></p> <p>4 公社  石巻地区土地開発公社については、新市においても加入することとし、加入手続きについては、関係市町との協議を踏まえ、合併時まで調整する。</p>
--	--

平成16年9月 9日（確認 継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 5 8 号の 1

使用料・手数料の取扱い（協定項目 1 5）について

使用料・手数料の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項目	使用料・手数料の取扱い（協定項目 1 5）
調整方針	<p>使用料・手数料については，新市の一体性の確保，負担の公平及び負担の適正化に配慮し，基本的な方向は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 施設使用料については，施設の内容及び建設年度が異なり，またその使用料が地域に密着していることを考慮し，原則として現行のとおりとする。ただし，同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。</li><li>2 1以外の使用料については，可能な限り統一することとするが，必要に応じ激変緩和措置を講ずる。</li><li>3 事務手数料については，原則として合併時に統一する。</li><li>4 個別の使用料・手数料の調整の類型は概ね次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 現行のとおりとする</li><li>(2) 現行のとおり統一する（現行も同一の場合）</li><li>(3) 新市において段階的に統一する</li><li>(4) 現行のとおり新市に引継ぎ，新市において調整する</li><li>(5) 合併時に統一する（合併時まで調整する）</li><li>(6) 合併時（まで）に廃止する</li></ol></li></ol>

平成 1 6 年 9 月 9 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 5 9 号の 1

補助金・交付金等の取扱い（協定項目 1 7 ）について

補助金・交付金等の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項目	補助金・交付金等の取扱い(協定項目17)
調整方針	<p>補助金・交付金等については，従来からの経緯，実情等に配慮するとともに，その目的，効果等を総合的に勘案し，合併後に速やかに統一・再編する。統一・再編に向けた基本的な方向は，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 各市町で同一あるいは同種の補助金・交付金等については，関係団体等の理解と協力を得て，統一・再編する方向で調整する。</li><li>2 各市町独自の補助金・交付金等については，従来からの経緯，実情等を踏まえ，新市全体の均衡を保つよう調整する。</li><li>3 整理統合できる補助金・交付金等については，統合，廃止する方向で調整する。</li><li>4 個別の補助金・交付金等の調整の類型は概ね次のとおりとする。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 現行のとおり新市に引き継ぐ</li><li>(2) 新市において段階的に統一する</li><li>(3) 当面は現行のとおりとし，新市において調整する</li><li>(4) 対象を新市全域に広げ実施する</li><li>(5) 合併時まで調整する(調整に努める)</li><li>(6) 合併時(まで)に廃止する</li></ol></li></ol>

平成 1 6 年 9 月 9 日（確認・~~継続協議~~）

平成 年 月 日（確認・継続協議）



協議第60号の1

国民健康保険事業の取扱い（協定項目20）について

国民健康保険事業の取扱いについて、協議を求める。

平成16年9月23日提出

石巻地域合併協議会  
会長 土井喜美夫

項 目	国民健康保険事業の取扱い（協定項目20）
調整方針	<p>国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険税の税率については、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成22年度までは不均一課税とし、平成23年度に統一する。 各年度における税率については、平準化することを基本とし、大幅な負担増を避けるため、国民健康保険事業財政調整基金等からの繰入等を考慮し段階的に調整するとともに、収納率を確保するため、収納体制の強化を図る。</li> <li>2 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課については、現行のとおりとする。督促手数料については100円とする。</li> <li>3 納期については10期とし、このうち仮算定は4期とする。本算定については8月1日とする。</li> <li>4 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置するものとし、委員の定数については22名以内とし、選出方法は合併時まで調整する。</li> <li>5 国民健康保険事業財政調整基金については、新市の国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、合併時に持ち寄る。</li> <li>6 貸付事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高額療養費資金貸付事業については、石巻市、河北町、河南町、北上町、牡鹿町の例により実施するものとし、貸付基金は、制度の安定的運営を図るため、合併時に持ち寄る。</li> <li>(2) 出産費資金貸付事業については、石巻市の例により新市においても実施するものとし、貸付基金は1,000万円とする。</li> </ol> </li> <li>7 出産育児一時金及び葬祭費の支給については、現行のとおりとする。</li> </ol>

平成16年9月 9日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 6 1 号の 1

病院・診療所の取扱い(協定項目 25-10)について

病院・診療所の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石 巻 地 域 合 併 協 議 会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	病院・診療所の取扱い(協定項目 25-10)
調整方針	<p>病院・診療所の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 病院・診療所については，現行のとおり新市に引継ぐ。なお，良質な医療を効率的に提供するため，各病院・診療所における機能分担・連携等については，合併後，石巻医療圏の医療環境の変化を見据え，<u>すみやかにそのあり方を検討する。</u> ただし，河南町矢本町国民健康保険病院組合 公立深谷病院の取扱いについては，「一部事務組合等の取扱い」の調整方針を踏まえることとする。</li><li>2 病院運営審議会については，一つの審議会とし，合併時までに調整する。</li><li>3 使用料・手数料については，合併時に統一する。ただし，特別室差額使用料については，現行のとおりとする。</li></ol>

平成 1 6 年 9 月 9 日(確認・継続協議)

平成 年 月 日(確認・継続協議)

協議第 6 2 号の 1

保育事業の取扱い(協定項目 25-14)について

保育事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会

会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	保育事業の取扱い(協定項目 25-14)
調整方針	<p>保育事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 保育所の運営については，現行のとおり新市へ引き継ぐが，公立認可保育所の入所基準等，及びその他の公立保育所のあり方については新市において調整する。</li><li>2 保育料に関すること<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 平成 1 7 年度は現行の保育料とするが，その後，段階的に改定し，平成 2 2 年度に保育料を統一する。</li><li>(2) 統一される保育料基準額表については，階層区分を 1 1 階層，年齢区分を 3 歳未満児，3 歳児，4 歳以上児とする。</li><li>(3) 保育料の算定期間，納付方法及び減免等については，合併時まで調整する。</li><li>(4) その他の公立保育所の保育料については，そのあり方と併せて新市において調整する。</li></ol></li><li>3 障害児保育事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。</li><li>4 一時保育事業及び延長保育事業については，現行のとおり引き継ぐが，事業未実施地域の取扱い等は新市において調整する。 なお，平成 1 7 年度は現行の保育料とし，平成 1 8 年度に保育料を統一する。</li><li>5 保育所地域活動事業については，現行のとおり引き継ぐが，事業未実施地域の取扱い等は新市において調整する。</li><li>6 保育所給食については，現行のとおり新市に引き継ぐ。</li></ol>

平成 1 6 年 9 月 9 日 ( 確認・~~継続協議~~ )

平成 年 月 日 ( 確認・継続協議 )

協議第 6 3 号の 1

その他の福祉事業の取扱い（協定項目 25 - 16） について

その他の福祉事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	その他の福祉事業の取扱い（協定項目 25 - 16）
調整方針	<p>その他の福祉事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 乳幼児医療費助成事業については，<u>河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町</u>の例により実施する。ただし，石巻市及び牡鹿町については，助成対象を外来についても合併時に就学前まで拡大し，その助成率は合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く 3 年度間で段階的に調整する。</li><li>2 <u>心身障害者医療費助成事業</u>については，石巻市の例により実施する。</li><li>3 <u>母子・父子家庭医療費助成事業</u>については，現行のとおりとする。</li></ol>

平成 1 6 年 9 月 9 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第 6 4 号の 1

上水道事業の取扱い(協定項目 25-24)について

上水道事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	上水道事業の取扱い(協定項目 25-24)
調整方針	<p>上水道事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 現在各構成市町で行っている上水道事業，簡易水道事業については，すべて石巻地方広域水道企業団で共同処理することとし，加入手続き等については，関係市町との協議を踏まえ合併時まで調整する。</li><li>2 料金については，合併時まで調整する。</li></ol>

平成 1 6 年 9 月 9 日 ( 確 認 ・ 継 続 協 議 )

平 成 年 月 日 ( 確 認 ・ 継 続 協 議 )

協議第 6 5 号の 1

防犯関係事業の取扱い（協定項目 25-34）について

防犯関係事業の取扱いについて，協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 3 日提出

石巻地域合併協議会  
会 長 土 井 喜 美 夫

項 目	防犯関係事業の取扱い（協定項目 25-34）
調整方針	<p>防犯関係事業の取扱いについては，次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 防犯協会については，新市において新たに設置する。</li><li>2 防犯灯については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後 3 年以内に設置基準及び維持管理の統一を図る。</li><li>3 <u>河北町の防犯指導員制度並びに雄勝町，桃生町及び北上町の防犯交通指導員等制度のうち防犯指導員に係る制度は，合併時に廃止する。</u> ただし，新たに設置する防犯協会の組織の中に，防犯実働隊を設置する。</li></ol>

平成 1 6 年 9 月 9 日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

協議第66号の1

新市まちづくり計画（協定項目26）最終案について

新市まちづくり計画（協定項目26）最終案について，協議を求める。

平成16年9月23日提出

石巻地域合併協議会  
会長 土井喜美夫

平成16年9月 9日（確認・継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

## 石巻地域合併協議会住民説明会開催要領（案）

### 1 開催趣旨

これまで法定協議会で協議を重ねてきた新市まちづくり計画（建設計画）を含む合併協定項目について、住民の方々に協議結果を説明し、合併に対する理解を深めていただくとともに、意見交換の場を設け、それらを通じて、総体としての住民意向を的確に把握するため、「石巻地域合併協議会住民説明会」を開催する。

### 2 主 催

構成市町及び石巻地域合併協議会の共催とする。

### 3 開催日程

日程および会場は各市町と協議し定めることとする。

### 4 説明会の内容

- (1)開会あいさつ
- (2)協定項目の協議状況についての説明（説明は開催市町）
- (3)新市まちづくり計画概要の説明（説明は開催市町）
- (4)質疑応答・懇談(意見交換)
- (5)その他

### 5 説明会の対応

- (1)協議会  
開催地選出の協議会委員、事務局職員
- (2)開催市町  
協議会幹事、専門部会長又は部会委員等

### 6 周知方法

各市町での広報をはじめ、協議会ホームページ、報道機関への広報依頼を積極的に行う。

### 7 説明会の資料

- (1) 合併協定項目協議結果概要（新市まちづくり計画概要版、協議経過、今後のスケジュールを含む。）



## 住 民 説 明 会 日 程 (案)

期 日	開催地	時間帯	会 場
10月2日	土	石巻市	13:30 ~ 渡波公民館ホール
		石巻市	17:30 ~ 荻浜公民館ホール
		雄勝町	19:00 ~ 水浜漁村センター
10月3日	日	石巻市	10:00 ~ 稲井公民館ホール
		石巻市	14:00 ~ 石巻ルネッサンス館マルチ交流ホール
		雄勝町	19:00 ~ 雄勝町公民館
10月5日	火	石巻市	18:30 ~ 総合福祉会館 みなと荘
		河北町	19:00 ~ 大谷地小学校体育館
		雄勝町	19:00 ~ 船越漁村センター
		桃生町	19:00 ~ 桃生町公民館
		北上町	19:00 ~ 北上町保健医療センター
10月6日	水	石巻市	18:30 ~ 学習等供用施設 釜会館
		河北町	19:00 ~ 二俣小学校体育館
		桃生町	19:00 ~ 中津山第一小学校体育館
		北上町	19:00 ~ 北上町中央公民館
10月7日	木	石巻市	18:30 ~ 石巻市中央公民館大ホール
		桃生町	19:00 ~ JAいしのまき桃生支店 2階 大会議室
10月8日	金	石巻市	18:30 ~ 蛇田公民館ホール
		河北町	19:00 ~ 大川中学校体育館
		雄勝町	19:00 ~ 大須小学校
		北上町	19:00 ~ 相川生活改善センター
		牡鹿町	14:00 ~ 牡鹿町公民館長渡分館(荒天の場合は10月11日) 18:30 ~ 牡鹿町民体育館
10月9日	土	河北町	19:00 ~ 河北町役場大会議室
10月11日	月	雄勝町	19:00 ~ 伊勢畑会館
10月12日	火	雄勝町	19:00 ~ 立浜老人憩の家
		河南町	19:00 ~ 河南町農村環境改善センター
10月13日	水	雄勝町	19:00 ~ 明神老人憩の家
		河南町	19:00 ~ 広淵小学校講堂

石巻市8会場, 河北町4会場, 雄勝町7会場, 河南町2会場, 桃生町3会場, 北上町3会場, 牡鹿町2会場